

大分県報

令和三年
第一九四号
三月三十日

（火曜日）

目次

告示

指定漁船調書の縦覧……………	一
大分県資源管理方針の一部改正……………	一
知事管理漁獲可能量の設定……………	二
道路区域の変更（三件）……………	二
道路の供用開始……………	三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	四
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………	五
市街地再開発組合設立の認可……………	六
都市計画事業の事業計画の変更認可……………	六
建築基準法による道路位置の指定……………	七
公 告	
土地改良区の役員の就退任（二件）……………	七
土地改良区の役員の就任……………	八

告示

大分県告示第二百三十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五
条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。
以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつた
ので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧
に供する。

令和三年三月三十日

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

別府市亀川浜田町九番十九号

豊島 功

別府市大字鶴見四千二百二十三番地の四十二

永井 美津男

別府市亀川四の湯町十六番十四号

脇 文生

2 加入区

別府市加入区

3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和三年三月三十日から同年四月十三日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所

(二) 別府市亀川浜田町九百九十一番地の百十七
大分県漁業協同組合別府支店事務所

大分県告示第二百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第九項の規定により、大分県資源管
理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）の一部を次のように改正したので、同条第十
項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。

令和三年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

第八中「別紙一―四 くるまぐろ（大型魚）」を「別紙一―五 するめいか」に改める。

（別紙一―四）の次に次のように加える。

（別紙一―五）

第一 特定水産資源

令和三年三月三十日

大分県報（告示）

<p>第二 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大分県するめいか漁業区分 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ① 水域 ② の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 ③ 対象とする漁業 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業(大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」という。) ③ 漁獲可能期間 周年 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとする。 第三 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を大分県するめいか漁業区分に配分する。 第四 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。</p>	<p>令和三年三月三十日 大分県知事 広 瀬 勝 貞 くるまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和三年管理年度(令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。 第一 くろまぐろ(小型魚) 法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。 知事管理区分 知事管理漁獲可能量 大分県くるまぐろ(小型魚) 漁業区分 〇・七トン 備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 〇・七トン 第二 くろまぐろ(大型魚) 法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。 知事管理区分 知事管理漁獲可能量 大分県くるまぐろ(大型魚) 漁業区分 六・三トン 備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 六・三トン 第三 するめいか 法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。 知事管理区分 知事管理漁獲可能量 大分県するめいか漁業区分 現行水準 備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準</p>
<p>漁業の種類 するめいか漁業</p>	<p>漁獲努力量(単位:船舶の隻数) 五、四七五</p>
<p>大分県告示第二百三十五号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和三年管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。</p>	<p>大分県告示第二百三十六号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の</p>

<p>区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和三年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和三年三月三十日</p>		<p>大分県知事 広瀬 貞</p>			
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
<p>日田市大山町西大山字高野嶽九一八七番七から日田市大山町西大山字坊主道九一〇五番二まで</p>	区間	前	七〇・〇 メートル 八・〇	一、一五九・一 メートル	<p>上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。</p>
		後	七〇・〇 九・五	七八六・五	
<p>大分県告示第二三三十七号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和三年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和三年三月三十日</p>					
<p>大分県知事 広瀬 貞</p>					
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
<p>大分市生石港町一丁目三番二から大分市生石港町一丁目三三番まで</p>	区間	前	二七・〇 メートル 四・三	一三・五 メートル	<p>上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。</p>
		後	二七・〇 二・八	一五・六	
<p>大分県告示第二三三十八号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和三年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和三年三月三十日</p>					
<p>大分県知事 広瀬 貞</p>					
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
<p>日田市天瀬町馬原字鳶ノ巣一五七番四八地先内</p>	区間	前	六・八 メートル 六・三	一五・五 メートル	<p>上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。</p>
		後	九・八 九・二	一五・五	
<p>大分県告示第二三三十九号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和三年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p>					
<p>大分県知事 広瀬 貞</p>					
道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
<p>日田市大山町西大山字高野嶽九一八七番七から日田市大山町西大山字坊主道九一〇五番二まで</p>	区間	前	四〇・〇 八・〇	七三〇・六	<p>上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。</p>
		後	六〇・〇 九・五	七八六・五	

令和三年三月三十日

大分県報（告示）

<p>令和三年三月三十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>一般国道三八七号</p>		<p>供用開始区間</p> <p>日田市上津江町川原字新屋敷八八八番二から 日田市上津江町川原字新屋敷八九六番三まで</p>		<p>供用開始年月日</p> <p>令三・三・三〇</p>			
<p>大分県告示第二百四十号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)(第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。</p> <p>令和三年三月三十日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>		<p>県道戸畑日田線</p> <p>日田市天瀬町馬原字鳶ノ巣一五七番四八から 日田市天瀬町馬原字大清水一五〇番一二まで</p>					
1	<p>古城原 谷川</p> <p>日田市 大字大 肥・福 岡県朝 岡</p> <p>土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域</p> <p>土石流</p> <p>別図の とおり</p> <p>別図のとおり</p>	<p>堺谷川</p> <p>日田市 大字夜 明・福 岡県朝 倉市杷 木穂坂</p> <p>土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域</p> <p>土石流</p> <p>別図の とおり</p> <p>別図のとおり</p>	<p>指定区域 の名称</p> <p>所在地</p> <p>指定の区分</p> <p>土砂災害 の発生原因 となる 自然現象の 種類</p> <p>区域の 表示</p> <p>法第九条第二項に規定 する土砂災害警戒区域 等における土砂災害防 止対策の推進に関する 法律施行令(平成十三 年政令第八十四号)で 定める事項</p> <p>備考</p>	<p>(「別図」は、 省略し日田土木 事務所に備え置 いて縦覧に供す る。)</p>					
7	<p>古城原 谷川</p> <p>日田市 大字大 肥・福 岡県朝 岡</p> <p>土砂災害警戒 区域</p> <p>土石流</p> <p>別図の とおり</p> <p>別図のとおり</p>	6	<p>古城原 谷川</p> <p>日田市 大字大 肥・福 岡県朝 倉郡東 峰村大 字福井</p> <p>土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域</p> <p>土石流</p> <p>別図の とおり</p> <p>別図のとおり</p>	5	<p>古城原 谷川</p> <p>日田市 大字大 肥・福 岡県朝 倉郡東 峰村大 字福井</p> <p>土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域</p> <p>土石流</p> <p>別図の とおり</p> <p>別図のとおり</p>	3	<p>古城原 谷川</p> <p>日田市 大字大 肥・福 岡県朝 倉郡東 峰村大 字福井</p> <p>土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域</p> <p>土石流</p> <p>別図の とおり</p> <p>別図のとおり</p>	2	<p>古城原 谷川</p> <p>日田市 大字大 肥・福 岡県朝 倉郡東 峰村大 字福井</p> <p>土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域</p> <p>土石流</p> <p>別図の とおり</p> <p>別図のとおり</p>

合衆	11 古 城 原 谷 川	10 古 城 原 谷 川	9 古 城 原 谷 川	8 古 城 原 谷 川	
日田市 大字大 肥・福 岡朝 倉郡東 峰村大 字福井	日田市 大字大 肥・福 岡朝 倉郡東 峰村大 字福井	日田市 大字大 肥・福 岡朝 倉郡東 峰村大 字福井	日田市 大字大 肥・福 岡朝 倉郡東 峰村大 字福井	日田市 大字大 肥・福 岡朝 倉郡東 峰村大 字福井	倉郡東 峰村大 字福井
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	
急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和三年三月三十日

--	--	--	--	--	--

川 古 城 谷 (A)	堺 谷 川	指定を 解除す る区域 の名称	朝倉郡 東峰村 大字宝 珠山
日田市 大字大 肥・福 岡朝 倉郡東 峰村福 井	日田市 大字夜 明	所在地	
土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	指定の 区分	
土石流	土石流	土砂災 害の発 生原因 となる 自然現 象の種 類	
平成二 十五年 三月二 十八日 大分県 告示第 二百二	平成二 十六年 三月四 日大分 県告示 第二百 十五号	指定年 月日及 び告示 番号	
別図の とおり	別図の とおり	区域の 表示	
別図のとおり	別図のとおり	法第九条第二項 に規定する土砂 災害警戒区域等 における土砂災 害防止対策の推 進に関する法律 施行令（平成十 三年政令第八十 四号）で定める 事項	
（「別図」は、省 略し、日田土木事 務所に備え置いて 縦覧に供する。）		備 考	

大分県報（告示）

五

大分県告示第二百四十一号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七條第一項及び第九條第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。
令和三年三月三十日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

古 城 谷 川 (B)	日田市 大字大 肥・福 岡県朝 倉郡東 峰村福 井	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土石流	平成二 十五年 三月二 十八日 大分県 告示第 二百二 十五号	別図の とおり	別図のとおり
古 城 谷 川 (D)	日田市 大字大 肥・福 岡県朝 倉郡東 峰村福 井	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土石流	平成二 十五年 三月二 十八日 大分県 告示第 二百二 十五号	別図の とおり	別図のとおり

大分県告示第二百四十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号) 第十一条第一項の規定により、市街地再開
発組合の設立について、次のとおり認可した。

令和三年三月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 組合の名称

末広町一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

大分市末広町一丁目二番、四番、五番、六番、七番、七番一、八番、九番、十番、十一
番三、十二番、十三番、十四番、十五番、十八番、十八番一の一部、十九番、二十番、二
十一番、二十二番、二十三番、二十四番一、二十四番二及び二十五番並びに三十四番一及
び四十一番一の各一部並びに要町千番一の一部
四 事務所の所在地

大分市府内町一丁目一番十五号府内センタービル四〇一

五 設立認可の年月日

令和三年三月二日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載して行う。

八 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

本事業計画では個別利用区を定めていないため、個別利用区内の宅地への権利変更の申
出をすることはできない。

九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和三年四月二十八日

大分県告示第二百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市
計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年三月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画下水道事業

大分市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和四十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

変更後 昭和四十一年四月一日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

(植田処理区)

変更なし

(中央処理区)

変更なし

(東部処理区)

昭和四十八年大分県告示第百十二号、昭和六十年大分県告示第千四十八号、平成三年大分県告示第千十八号、平成十一年大分県告示第百九十六号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号及び平成三十年大分県告示第六百号の事業地に大字森字北原、字鴨園及び字久保山の各一部並びに大字横尾字上鴨園、字梶ヶ迫、字太田平、字太田、字居葉元、字土橋下及び字一里塚の各一部を追加する。

(大在処理区)

変更なし

(南部処理区)

変更なし

2 使用の部分

(植田処理区)

変更なし

(中央処理区)

変更なし

(東部処理区)

変更なし

(大在処理区)

変更なし

(南部処理区)

変更なし

大分県告示第百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和三年三月三十日

大分県知事

広

瀬

勝 貞

指定番号

指 定 位 置

指 定 年 月 日

道路の幅員

道路の延長

白第二一
号 白杵市大字井村字尾上田二
一八番一

令三・三・四

メートル
五・〇〇

メートル
三四・八七

○公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、明治大分水路土地改良区(大分市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(退任役員)

役 名 氏 名 住 所

理 事 安 東 千 博 大分市大字田尻四三六番地の一

副 弘 二 大字津守八五一番地

足 立 一 夫 大字片島七九三番地

關 正 明 下郡中央二丁目二番一六号

加 藤 博 士 大字森四八四番地の四

監 事 豊 東 甫 大字木上九八六番地

尾 藤 幸 博 大字曲六四五番地

荒 木 平 生 大字皆春一五八三番地

(就任役員)

役 名 氏 名 住 所

理 事 漆 間 桂 造 大分市大字木上二八三番地

安 東 千 博 大字田尻四三六番地の一

副 弘 二 大字津守八五一番地

足 立 一 夫 大字片島七九三番地

關 正 明 下郡中央二丁目二番一六号

令和三年三月三十日

大分県報(告示・公告)

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、内植田土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役員名	氏名	住	所
理事	渡邊信郎	大分市大字木上一七五三番地	
〃	衛藤隆	〃 大字木上一三九六番地	
〃	池部俊之	〃 大字木上一四〇七番地	
〃	高橋正行	〃 大字木上一四九一番地	
〃	齋藤美徳	〃 大字木上一六一九番地	
監事	衛藤泰雄	〃 大字木上一四四九番地の二	
〃	池邊修次	〃 大字木上一三四九番地	
〃	渡邊幸市	〃 大字木上一七八一番地	
役員名	氏名	住	所
理事	渡邊時夫	大分市大字木上一三六四番地の二	
〃	池辺省三	〃 大字木上一三五一番地の一	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、明正土地改良区（豊後大野市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（就任役員）

役員名	氏名	住	所
監事	倉原宗勝	豊後大野市緒方町下徳田三〇六番地	
〃	渡邊修蔵	〃 大字木上一七七八番地	
〃	高橋政彦	〃 大字木上一四〇八番地	
〃	渡邊博文	〃 大字木上一四七五番地	
監事	衛藤久雄	〃 大字木上一三九四番地	
〃	渡邊信郎	〃 大字木上一七五三番地	
〃	池部俊之	〃 大字木上一四〇七番地	
〃	池部英一	〃 大字木上一五九九番地の七	